**平成２７年（フ）第２７号**
沖縄県浦添市城間４丁目19番８－602号　オアシスＣＬＯＶＥＲ
債務者　田村　英心
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第２０１９号**
愛知県北名古屋市二子屋敷340番地１　Ｔｗｉｎｓ　Ｃｏｕｒｔ　Ａ棟101号
債務者　森下　　晃
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３０号**
盛岡市手代森９－70－１　未来の風せいわ病院、住民票上の住所盛岡市本宮１丁目27番17号　コーポ多田２号
債務者　横澤　京子
法定代理人成年後見人　佐々木善雅
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第３６号**
岩手県滝沢市鵜飼鰍森４番地75、居所青森県八戸市沼館２丁目25－18　メゾンエトワール弐番館Ａ－10
債務者　長野　翔太
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第５５号**
岩手県紫波郡紫波町平沢字的場144番地　町営的場住宅16号
債務者　赤川　浩一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第５６号**
岩手県北上市青柳町１丁目３番８号、旧住所岩手県北上市鬼柳町都鳥156番地６
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第９号**
福島県会津若松市河東町南高野字高塚259番地、前住所福島県会津若松市河東町南高野字高塚152番地　ヒルズ高塚201
債務者　藤野　　健
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２７年（フ）第４２号**
大阪市東成区神路３丁目３番10号
債務者　森本ひとみ（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３０号**
大阪府寝屋川市萱島東３丁目４番15号
債務者　東　　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６７号**
大阪市東淀川区豊里５丁目６番６号　豊里文化104号
債務者　竹内　宗行
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７２号**
大阪府八尾市大字恩智947番地の45
債務者　安田　奈々
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４０２号**
大阪府池田市栄町６番４号
債務者　園田　敏也
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４５４号**
大阪市淀川区田川２丁目３番41－702号
債務者　上田　祐一
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５６１号**
大阪市東淀川区大桐２丁目11番20－414号
債務者　山本　善治
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第６２３号**
大阪市住吉区長居東４丁目２番６号　メゾン長居
債務者　上田　稔幸
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第６５９号**
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番１－407号、前住所大阪市浪速区日本橋５丁目５番３－806号
債務者　児玉　良子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部